

保護者の皆様へ

門真市こども部
保育幼稚園課長

市内保育所等における臨時休園の延長について

平素は、本市の教育・保育行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

門真市では、緊急事態宣言の発令に伴い4月18日（土）から5月6日（水）までの間、市内の保育所等を原則として臨時休園とし、対象世帯を限定した保育を行ってきました。

この度、緊急事態宣言が令和2年5月31日（日）まで延長されたことにより、本市ホームページでお知らせしておりましたとおり、緊急事態宣言期間中である5月31日（日）までの間、引き続き、市内の保育所等を原則として臨時休園とし、対象世帯を限定した保育（特別保育）を行うこととします。

特別保育が必要な世帯は、施設まで特別保育申出書を提出いただきますようお願いいたします。

保護者の皆様には大変ご不便をおかけしますが、感染の拡大、流行期間短縮のため、引き続き、臨時休園へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 臨時休園期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）のうち保育実施日
※ただし、国や大阪府から別途対応が示された場合は、その内容を踏まえ決定し、あらためてお知らせします。
 2. 特別保育の対象となる世帯
 - ① 保護者全員が大阪府の指定する「基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等）」（※大阪府ホームページを参照）に位置付けられる施設に就業し、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯
 - ② ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な世帯で、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯
 - ③ その他、個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な世帯
- ※ 上記に該当している世帯であっても、同居の親族等による保育が可能な場合は、家庭での保育をお願いいたします。

【参考】大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>

【お問い合わせ先】

門真市中町1番1号

門真市こども部保育幼稚園課

電話 06-6902-6757（直通）